

市第 154 号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 16 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

提 案 理 由

出産育児一時金の額を改定するため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市国民健康保険条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（出産育児一時金）

第 10 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として $\frac{500,000 \text{ 円}}{420,000 \text{ 円}}$ を支給する。

（第 2 項省略）